平成２９年（フ）第６７号
北海道旭川市東光19条６丁目４番７号
債務者　牧野　芳江
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７０号
北海道上川郡比布町寿町３丁目１番２－１号
債務者　荒谷ひとみ
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７７号
北海道旭川市西御料４条１丁目３番15号
債務者　熊田けい子
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７９号
北海道旭川市永山５条１丁目２番15号
債務者　小林　　實
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８０号
北海道空知郡上富良野町泉町３丁目５番１－101号
債務者　舘洞　利子
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８１号
北海道旭川市７条通５丁目2476番地の13　第一ニッケンハイツ　605号室
債務者　岩橋　琴美
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４６７号
大阪市西淀川区大和田５丁目18番25号
債務者　奥　　文彦
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０号
大分県杵築市大字杵築861番地17　ＭＲハイム201
債務者　比嘉　千明
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後２時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２９年（フ）第１２８号
栃木県鹿沼市千渡2308番地　グリーンガーデン３－105
債務者　松岡　広人
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１４１号
栃木県さくら市櫻野1278番地20　第一エレガンスマンション202、前住所栃木県さくら市草川21番地３　第３エレガンスマンション202
債務者　中島　淳一
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１１７号
静岡県焼津市治長請所196番地　請所団地Ａ－302号、旧住所静岡県焼津市三ケ名681番地の１　エテルノⅠ105号
債務者　増田　　実
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２８年（フ）第５４８号
札幌市北区北37条西４丁目４番６号
破産者　株式会社プラスチック商事
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３７１号
札幌市白石区南郷通18丁目南６番３号プリート・カーザ301号
破産者　株式会社勉強屋
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２６８６号
東京都渋谷区笹塚１丁目48番３号
破産者　ライツ・アドバンスト・テクノロジー株式会社
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７２４号
東京都千代田区神田松永町18番地１
破産者　株式会社ＡＫＢＡ
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部